

平成 25 年度改訂
中 国 語 版

犯罪の被害にあわれた方へ
〔 致犯罪被害人 〕



福 井 県 警 察
〔福井县警察〕

は じ め に

このパンフレットは、皆様に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。また、そこでは、どのようなご協力をお願いすることになるのか。
 - 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。
- といったことをわかり易くお知らせするためのものです。

～ 目 次 ～

1	刑事手続の概要	1
2	捜査へのご協力のお願い	7
3	被害者等の方が利用できる制度	
(1)	被害者等に対する支援要員制度	9
(2)	刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等	11
(3)	裁判で利用できる制度	17
(4)	更正保護において利用できる主な制度	21
(5)	安全の確保に関する制度	21
(6)	経済的支援や各種支援・福祉制度	23
(7)	精神的被害の支援	29
4	各種相談機関・窓口	31



前 言

本手册旨在以通俗易懂的方式告知大家：

- 搜查和审判工作如何推进？犯人以何种程序被处罚？以及将在其过程中要求您进行怎样的配合？
- 可利用的制度有哪些？

～ 目 录 ～

1 刑事程序概要	2
2 配合搜查的请求	8
3 可供被害人等使用的制度	
(1) 针对被害人等的支援要员制度	10
(2) 刑事程序和搜查状况信息的相关制度等	12
(3) 审判中可用的制度	18
(4) 更生保护中可用的主要制度	22
(5) 安全确保的相关制度	22
(6) 经济支援和各种支援 / 福利制度	24
(7) 精神伤害的支援	30
4 各种咨询机构和窗口	32



1 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査、起訴、公判の三つの段階に分かれ、犯人が成人と少年の場合には、これらの手続が異なります。

(1) 犯人が成人の場合

ア 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を被疑者といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります（これを「送致」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（この身柄拘束を「勾留」といいます。）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

イ 起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を起訴、かけない場合を不起訴といいます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。

また、起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求等があります。

なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

ウ 公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。



1 刑程序要

刑事程序是指明确犯人和犯罪事实，并规定应处刑罚的程序。其大致分为搜查、起诉、公审三个阶段。在犯人为成人和少年的情形下，程序有所差异。

(1) 犯人为成人的情形

A 搜查

搜查是指为逮捕犯人、收集证据、明确事实以及解决案件而实施的活动。

嫌疑人是指警察根据一定证据认定为犯人的人。警察视必要情形逮捕嫌疑人后，在 48 小时以内将其送交检察官（此称“解送”）。

收到解送的检察官如认为有必要继续限制嫌疑人的人身自由，则在 24 小时以内向法官提出限制人身自由的申请（此种人身自由的限制称为“拘留”），一旦法官同意其申请，嫌疑人最长可被拘留 20 天。在嫌疑人被拘留期间，警察也可以进行各种搜查活动。

此外，在嫌疑人不可能逃跑等情形下，则不逮捕嫌疑人，直接进行调查取证，然后将调查结果送至检查官。

B 起诉

收到解送的检察官在拘留期间内，细查警察送至的文件和证据，检察官自身进行诸如审讯嫌疑人等必要搜查，决定是否将嫌疑人交付审判。交付审判的，称为起诉；不交付审判的，称为不起诉（被起诉的嫌疑人称为“被告人”）。

而且，在起诉中，有申请按通常公开法庭进行审判的“公审申请”和申请对一定轻微犯罪仅实施书面审理的“略式命令申请”等。

此外，在不逮捕嫌疑人的案件的解送中，收到解送的检察官在对案件进行必要搜查后，决定是否将嫌疑人交付审判。

C 公审

起诉嫌疑人并决定公审日之后，进行审理，并做出判决。

检察官或被告人如对判决内容不服，则进一步诉至上级法院（高等法院等）。



(2) 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

ア 捜査等

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

イ 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。これまでの手続の過程で、少年が十分改心しもはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「審判不開始」といいます。）。

他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、成人と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

(3) 犯人が14歳未満の少年である場合

ア 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、当該事件を児童相談所に送致します。

イ 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

(2) 犯人为 14 岁以上 20 岁以下少年的情形

A 搜查等

警察对 14 岁以上的少年实施与刑事程序同样的搜查。

犯有法定刑为徒刑、监禁等较重犯罪的，将案件移交检察厅。收到解送的检察官在实施审讯等必要搜查后，就如何处分少年附加意见，将案件移交家庭法院。

犯有法定刑为罚金以下犯罪的，由警察直接将案件移交家庭法院。

B 审判

家庭法院对移交的案件决定是否启动审判。

如果少年在以往程序中充分悔改且认定已无必要付诸审判，则不启动审判程序，就此终止（此称“不启动审判”）。

另一方面，如果认定需要由法官直接审理，以决定如何处分少年，则启动审判程序。在审判中，做出保护处分（将少年收进设施内并实施矫正教育的少年院解送；在社会中由保护观察官和保护司协助防止少年再次犯法或协助其改进自己或重新做人的保护观察等）的决定，但在认定没有必要做保护处分的情形下则做不处分的决定。

此外，在少年犯有恶劣犯罪等情形下，如果认定应处与成人同样的刑事处分，则将案件返送检察厅。在此情形下，少年原则上被付诸审判，与通常的刑事案件同样，接受是否处以刑罚的决定。

(3) 犯人为 14 岁以下少年的情形

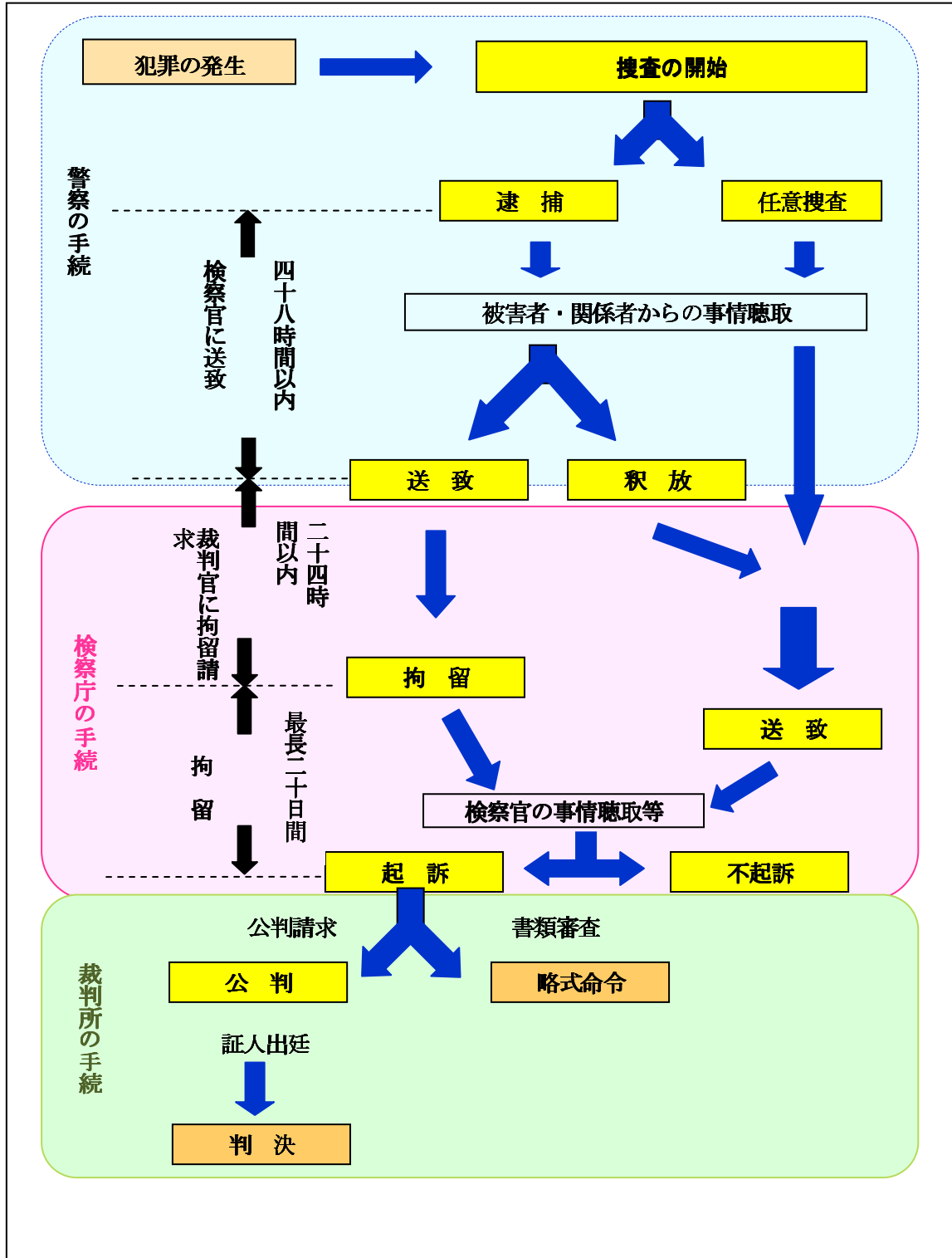
A 调查等

14 岁以下的少年在法律上不受处罚，因此由警察实施调查。在针对 14 岁以下少年的调查程序中，虽然不能对少年实施诸如逮捕等限制人身自由的措施，但可以实施扣押、搜索等强制处分。警察在实施调查后，可将该案件通告儿童咨询所，并且，在认为应将少年移交家庭法院审判时，则将该案件移交儿童咨询所。

B 儿童咨询所的措施

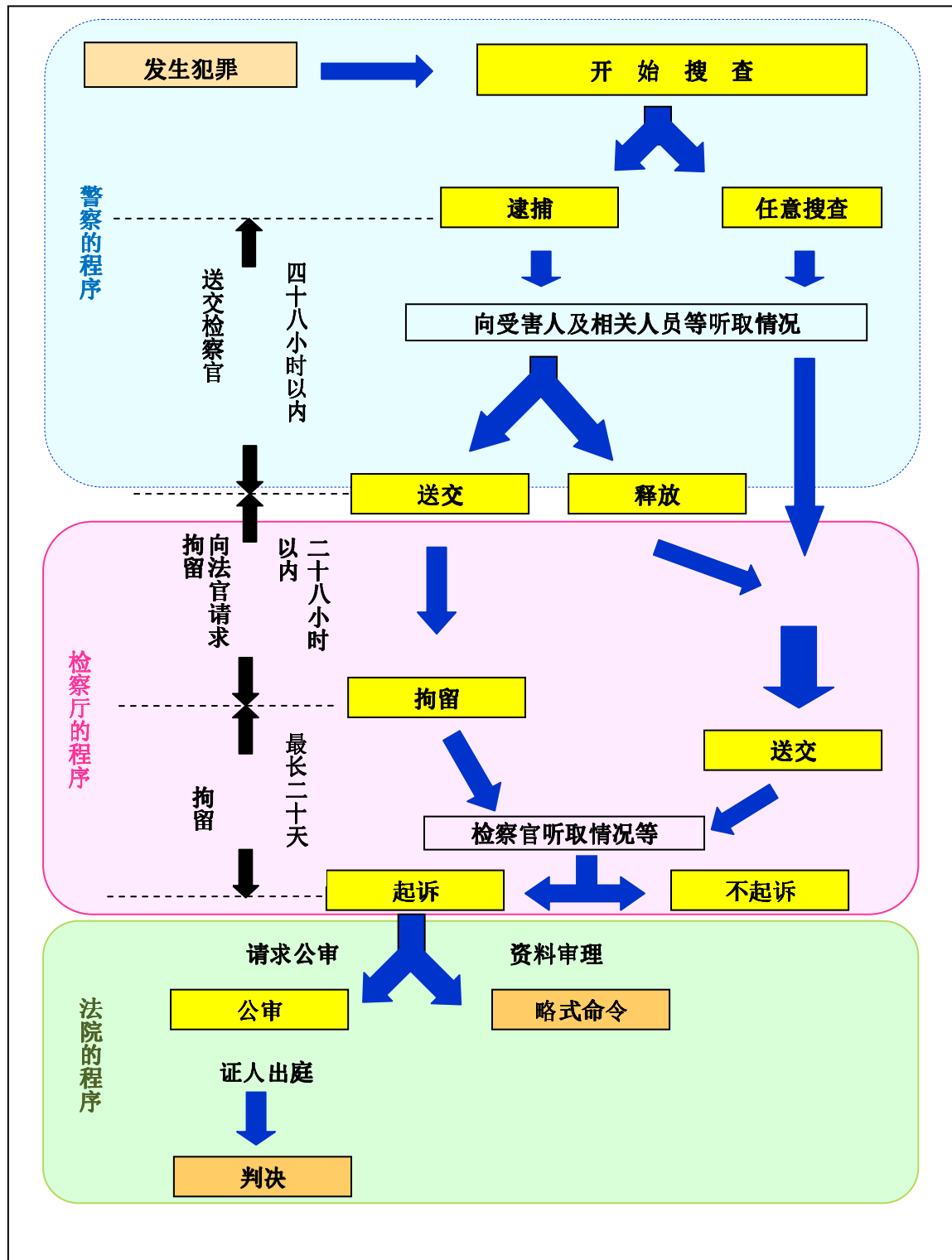
收到解送或通告的儿童咨询所以对少年采取儿童福利法上规定的措施（送入儿童自立支援设施或委托给养父母等），终止案件，并且，在认定需要由家庭法院审判的情形下，将案件移交家庭法院。按照规定，从警察收到解送的案件原则上应移交家庭法院。送至家庭法院的少年，与 14 岁以上的少年同样，接收是否启动审判的决定。

刑事手続の流れ図



※ 犯人が少年(20歳未満)のときは、少年審判手続などによる場合があります、これらの手続とは違いがあります。

刑 事 程 序 流 程 图



当犯人为少年(不满 20 岁)时，有时会采用少年审判程序等，而与这些程序有所不同。

2 捜査へのご協力をお願い

皆様には、刑事手続上必要なご協力をお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力いただきたいと思います。具体的には次のようなことがあります。

(1) 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- ・ 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかも知れませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。詳しくは、3(5)「安全の確保に関する制度」の項目をお読みください。
- ・ 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、子供さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- ・ 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですからご理解ください。

(2) 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

- ・ 提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しいたします（これを「還付」といいます。）。
- ・ その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります（これを「仮還付」といいます。）。
- ・ また、これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出の時に「放棄」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されることになります。

(3) 実況見分等への立会い

皆様には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立ち会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「実況見分」といい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「検証」といいます。）。ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

(4) 裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります（これを「証人尋問」といいます。）。裁判においては、様々な制度が用意されています。

詳しくは、3(3)「裁判で利用できる制度」の項目をお読みください。

2 配合搜查的请求

可能请求大家给予刑事程序上的必要配合，且可能因此给大家带来负担。

为了逮捕和处罚犯人，并避免他人受到同样伤害，希望大家务必给予配合。具体内容如下：

(1) 听取事件经过

负责的搜查员将就犯罪行为的状态和犯人的情形详细询问。虽然大家可能不愿回忆或陈述，但为了查清犯人和犯罪事实，将视必要情形询问。

详细情形越清楚，搜查工作越顺利，亦有利于尽快检举犯人，所以请给予配合。

- 或许大家担心因向警察陈述相关状况而遭犯人报复，但警察会采取妥善的安全对策，确保不再受到犯人的伤害。详情请阅览 3 (5) “安全确保的相关制度”的项目。
- 因属于被害女性而希望向女警官陈述事件经过的、或者因属于被害儿童而认为有必要与父亲（母亲）同席陈述事件经过的，请事先咨询负责的搜查员。
- 除由警官听取事件经过外，检察官亦可能询问事件经过。大家可能疑惑为什么反复询问同样的事情，但这是检察官判断是否起诉的重要依据，敬请谅解。

(2) 证据的提交

为查明犯人和犯罪事实，被害人可能需要提交被害时穿着的衣服和持有的物品等，将其作为证据，这是证明犯罪的必要举措，敬请配合。

- 提交的物件，如果不需要作为证据予以保管，则可在审判尚未结束的阶段归还（此称“退还”）。
- 在需要继续保管该证据的情形下，经所有人申请，也可能临时归还（此称“临时退还”）。
- 关于所有人认为没有必要返还的证据，只要在提交时办理“放弃”手续，则将在没有必要作为证据保管时给予处置。

(3) 对实况调查等的在场见证

警官确认犯罪现场等之际，可能要求大家在场见证（对现场等状况的确认称为“实况调查”，根据法院令状实施的确认称为“验证”。）。

虽然将在某种程度上花费一些时间，但这是查明事实和证明犯罪的必要举措，敬请配合。

(4) 审判中的证言

为证明犯罪，可能要求大家在公审中提供证言（此称“询问证人”）。

在审判中，设有各种各样的制度。详情请阅览 3 (3) “审判中可用的制度”的项目。



3 被害者等*の方が利用できる制度

(1) 被害者等に対する支援要員制度

名 称	内 容
○ 指定被害者支援要員制度	警察では、殺人、強姦、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付き添い、ヒアリングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を導入しています。 指定被害者支援要員は、次のような活動を行っています。 ア 付き添い ・ 事件発生直後早期に臨場し、自己紹介 ・ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付き添い ・ 実況見分の立会い ・ 自宅等への送迎 イ ヒアリング ・ 心配事の相談受理（身の回りの世話など） ・ 事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助 ウ 民間被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ 詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問い合わせください。
○ 検察庁における被害者支援員制度	被害者等の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



* 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害者等」と記載します。

3 可供被害人等*使用的制度

(1) 针对被害人等的支援要员制度

名 称	内 容
○ 指定被害人支援要员制度	警方正在引进“指定被害人支援要员制度”，由不同于搜查员的、另外指定的警察职员在发生杀人/强奸/伤害等身体犯罪，肇事逃逸事件、交通事故等需要给予被害人专门性支援的案件时，尽快对被害人实施事后支援，例如对被害人等进行照管和听录等。 指定被害人支援要员实施如下活动。 A 照管 - 在事件发生后，尽快到达现场并自我介绍 - 在需要医生诊察的情形下，安排医院，给予照顾 - 实况调查中的在场见证 - 家宅等地的送迎 B 听录 - 担心事的咨询受理（日常生活的照料等） - 事件经过的听取、被害人笔录的编制、或对此类工作的辅助 C 民间被害人支援团体、部外顾问等的介绍和交接 详情请咨询最近的警察署或警察本部。
○ 检察厅的被害人支援员制度	为尽量减轻诸位被害人等的负担和不安，正在向全国的检察厅配置从事被害人支援工作的“被害人支援员”。 被害人支援员为被害人等提供各种程序上的帮助，例如应对被害人等的各种咨询、向法庭的指引或陪同、案件记录的阅览、证据的返还等。除此之外，还根据被害人等的状况提供支援活动，例如介绍能够在精神、生活、经济等方面提供支援的相关机构和团体等。



* 本手册将犯罪被害人及其家属和遗属统称“被害人等”。

日本語

(2) 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

名 称	内 容
○ 被害者連絡制度	警察では、殺人、強姦、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する事件等の重大な交通事故事件等の被害者等の方に対して、適時適切に、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。 ア 刑事手続及び犯罪被害者のための制度 被害者の方から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。 イ 捜査状況 被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。 ウ 被疑者の検挙状況 被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の人定等について連絡します。 エ 逮捕被疑者の処分状況 逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。 なお、被害者等の方の中には、事件のことを思い出したくないので、知らせて欲しくないという方もおられると思いますが、その場合には、捜査員にその旨を話してください。また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。



(2) 刑事程序和搜查状况信息的相关制度等

名 称	内 容
○ 被害人联络制度	对于杀人/强奸/伤害等身体犯罪，肇事逃逸事件、以及符合危险驾驶致死伤罪的案件等重大交通事故案件等的被害人等，警方正在运用旨在适时妥当地就下列事项联络的被害人联络制度。 A 刑事程序和为犯罪被害人而设的制度 已向被害人听取事件经过的搜查员，就刑事程序和为犯罪被害人而设的制度进行联络。 B 搜查状况 在尚未检举出嫌疑人的情形下，在不对搜查工作造成妨碍的范围内，就搜查状况进行联络。 C 嫌疑人的检举状况 在已检举出嫌疑人的情形下，在不对搜查工作造成妨碍的范围内，就嫌疑人的检举，嫌疑人的指认等进行联络。 D 被捕嫌疑人的处分状况 对于被捕后已实施拘留的案件，就已解送案件的检察厅、起诉/不起诉等的处分结果、已提起公诉的法院等进行联络。有些被害人可能因不愿回忆案件而不愿告知，但在此情形下，请向搜查员做相关说明。 此外，在嫌疑人为少年的情形下，联络内容有一些差异。



名 称	内 容
○ 法務省の各機関における被害者等通知制度等	検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方々に対し、その方々の希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。 通知を受けることができる事項は、 - ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等） - イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日 - ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無） - エ 身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等アからウに準じる事項 - オ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月） - カ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等） - キ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等） - ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等） - ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）等です。 これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方々に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。 - ア 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地） - イ 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人別教育目標、仮退院の申出年月日等） - ウ 出院に関する事項（出院後に出院年月日、出院事由等） - エ 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等） - オ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）等です。 これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。 なお、検察庁において、被害者等の方々が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があります。検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知がなされることがあります。 これらの制度の詳しい説明については、担当の検察官や被害者支援員等にお問い合わせください。

名 称	内 容
○ 法务省各机构的被害人等通知制度等	有由检察厅、地方更生保护委员会或保护观察所按照被害人等的希望，就案件的处分结果、刑事审判的结果、有罪审判确定后的加害方待遇状况等进行通知的制度。 可收到通知的事项为： - A 案件的处分结果（公审申请、略式命令申请、不起诉、家庭法院解送等） - B 实施审判的法院和实施审判的日期 - C 审判的结果（判决书主文、有无上诉、是否为最终判决） - D 犯人的状况、起诉事实、不起诉理由的概要等按 A 至 C 对待的事项 - E 服刑结束预定时期（服刑结束的预定年月） - F 服刑期间在刑事实施内的待遇状况的相关事项（被收容的刑事设施的名称和所在地、徒刑的作业名称和改善指导事项等） - G 因假释或服刑结束而释放的相关事项（被释放的刑事设施的名称和所在地、释放日期、释放事由等） - H 假释审理的相关事项（假释审理的开始日期、假释审理的结果等） - I 保护观察期间待遇状况等的相关事项（保护观察的开始日期、特别遵守事项的内容、保护观察的结束日期等）等。 这些通知的申请对象，是处理案件的检察厅。并且，少年院、地方更生保护委员会或保护观察所根据被害人等的希望，向其实施与已受保护处分的加害人相关的通知（少年审判后的通知）。 - A 被收容的少年院的名称等事项（入院日期、被收容的少年院的名称和所在地） - B 少年院在院期间的教育状况等的相关事项（教育预定期间、待遇的阶段、个别教育目标、临时退院的申请日期等） - C 出院的相关事项（出院后，出院日期、出院事由等） - D 临时退院审理的相关事项（临时退院审理的开始日期、临时退院审理的结果等） - E 保护观察期间的待遇状况等的相关事项（保护观察的开始日期、特别遵守事项的内容、保护观察的结束日期等）等。 关于这些通知的申请对象，加害人受到少年院解送处分的，为近处的少年鉴别所；加害人受到保护观察处分的，为居住地所在都道府县的保护观察所。 此外，检察厅如果认定需要采取迁居或其他避免与犯人接触的措施以防止被害人等再次受害，并认定由检察官实施通知为妥，则就服刑者释放前的释放预定时期和释放后的住所地进行通知。 关于该等制度的详细说明，请咨询负责的检察官和被害人支援员等。

日本語

名 称	内 容
○ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知	心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行なった者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。 裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。 被害にあわれた方等は、申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。 詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。
○ 検察審査会への審査申立て	検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。 検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。 検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害者等からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。 検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。 詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



名 称	内 容
○ 受意识不清等状态者伤害的被害人的审判旁听和结果通知	因意识不清等状态而实施一定重大加害行为（杀人、放火等）者被认定为意识不清等且给予不起诉处分或无罪等的，除明显不必要的情形外，检察官将要求实施旨在决定是否需要医疗及医疗内容的审判，并向法院提出申请。 法院在收到该申请后实施审判，决定使其住院或定期去医院医疗等。 被害人等经申请，可以旁听审判或就审判结果等收取法院通知。详情请咨询负责案件的检察官或法院。
○ 向检察审查会的审查申请	检察官在实施案件搜查后，如果认定需要处罚嫌疑人则会起诉，但可能因各种情况而作出不予起诉的处分（不起诉处分）。 检察审查会是审查检察官所作不起诉处分是否妥当的机构，设于地方法院和主要的地方法院支部中。 检察审查会在被害人等和犯罪控告/告发人因不服检察官的不起诉处分而提出申请时，启动审查。并且，有时即使被害人等不提出申请，也可能以报纸消息等为契机而主动启动审查。 关于向检察审查会的审查申请和咨询，无需付任何费用。详情请咨询最近的检察审查会事务局。



(3) 裁判で利用できる制度

被害者等の方には、民事裁判や刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。その際に、被害者等の方に配慮して、次のような各制度が定められています。

- ・ 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- ・ 被害者等の方が被告人・加害者や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- ・ 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、刑事裁判に関して、次のような制度があります。

- ・ 被害者等の方は、第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の被害者等の方も、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- ・ 被害者等の方は、刑事裁判の手續において、性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手續は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- ・ 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- ・ 被害者等の方の申し出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。

- ・ 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

- ・ 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

- ・ 被害者参加制度（平成20年12月1日から実施）

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手續上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

- ・ 被害者国選弁護制度（平成20年12月1日から実施）

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から3か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（150万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

- ・ 損害賠償命令制度（平成20年12月1日から実施）

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手續は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手續に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

(3) 审判中可用的制度

在民事审判和刑事审判中，有时需要被害人等作为证人等提供证言等。在此之际，考虑到被害人等，设有以下各项制度。

- 让经法院批准的妥当人员陪同照管。
- 为避免被告人/加害人或旁听人看见被害人等，在其间设置遮蔽物。
- 在其他房间通过视频监视器提供证言。

除此之外，关于刑事审判，还设有以下制度。

- 被害人等在首次公审日期后，原则上可以阅览和拷贝法院就刑事案件所做的案件记录。并且，所谓的同种余罪的被害人等，在为提出民事损害赔偿请求而被认为必要且妥当的情形下，也可以阅览和拷贝法院就刑事案件所做的案件记录。
- 被害人等可以向法院提出申请，要求法院决定在刑事审判程序中，不在公开法庭上明示性犯罪等受害人的姓名等。作出该决定时，起诉状的朗读等诉讼程序则以不明示被害人姓名等的方式实施。
- 在刑事案件的审判中，可以陈述与犯罪受害相关的心情和意见。
- 如果被害人等提出申请，将尽量给予考虑，以便优先进行公审和旁听。
- 和被告人之间达成和解的，可以要求在刑事审判的笔录中记载其和解内容，以便不另外提起民事诉讼。
- 可以在检察厅领取载有开头陈述要旨的文件。
- 被害人参加制度（自 2008 年 12 月 1 日起实施）

因杀人、伤害等故意犯罪行为致人死伤的罪、汽车驾驶过失致死伤罪等的被害人等，经法院许可，在取得被害参加人这一诉讼程序上的地位后，可以参加刑事审判。

具体而言，可以在公审日期出席，在一定条件下质问证人和被告人，或就事实或法律的适用陈述意见。

- 被害人国选辩护制度（自 2008 年 12 月 1 日起实施）

成为被害参加人的被害人等，亦可以委托律师在公审日期出席并实施向被告人质问等行为。但是，从其财力（现金、存款等的合计额）中扣除疗养费等金额（自请求日起 3 个月内因犯罪行为而支出的、经认定的治疗费及其他费用的合计额）后所得数额低于基准额（150 万日元）的，可以请求法院选定律师（被害人参加律师），以便受到律师援助。该律师的报酬和费用由国家承担。

- 损害赔偿命令制度（自 2008 年 12 月 1 日起实施）

因杀人、伤害等故意犯罪行为致人死伤的罪等的被害人等，在刑事案件系属地方法院的情形下，可以向负责该刑事案件的法院提出申请，要求其命令被告人提供以刑事案件中所诉犯罪事实为原因的非法行为所致的损害赔偿。

该程序在对被告人作出有罪判决的情形下，立即启动损害赔偿命令案件的审理，原则上在 4 次以内的日期简易迅速地实施，由负责刑事案件的法院以职权调查刑事记录等，从而使被害人等对被害事实的证明变得容易起来。

此外，在未能在 4 次以内的日期结束、以及就损害赔偿命令的申请对审判提出异议等情形下，则进入通常的民事诉讼程序。

详情请咨询负责的检察官、以及负责案件的检察厅和法院。

また、少年犯罪による被害者等の方には、次のような制度があります。

- ・ 被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます（平成20年12月15日から範囲拡大）。
- ・ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- ・ 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります（平成20年12月15日から実施）。
- ・ 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます（平成20年12月15日から実施）。
- ・ 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。



此外，对于因少年犯罪所致的被害人等，设有以下制度。

- 被害人等在决定启动审判之后，原则上可以阅览和拷贝法院就少年案件所做的案件记录（关于就少年需保护性所作调查的纪录，所谓的社会记录除外。）（自 2008 年起，范围扩大）。
- 可以向法官和家庭法院调查官陈述与犯罪受害相关的心情和意见。
- 因杀人、伤害等故意犯罪行为致人死伤的罪、汽车驾驶过失致死伤罪等（如属伤害事案，均限于因此对生命造成重大危险的情形。）的被害人等，有时会被允许旁听少年审判（自 2008 年 12 月 15 日起实施）。
- 可以要求家庭法院就审判日期的审判状况予以说明（自 2008 年 12 月 15 日起实施）。
- 可以收到家庭法院就少年审判的结果等所作的通知。

详情请咨询家庭法院。



日本語

(4) 更生保護において利用できる主な制度

名 称	内 容
○ 意見等聴取制度	加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。
○ 心情等伝達制度	加害者が保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。 詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

(5) 安全の確保に関する制度

名 称	内 容
○ 再被害の防止・保護対策	警察では、被害者等の方が、再度、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。もし、加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。
○ 配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護	警察では、配偶者からの暴力事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について婦人相談所や児童相談所と連携の上対応しています。 詳しくは、担当の捜査員や婦人相談所、児童相談所にお問い合わせください。
○ プライバシー侵害等に対する人権救済制度	被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方の人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

(4) 更生保护中可用的主要制度

名 称	内 容
○ 意见等听取制度	加害人收容至刑事设施或少年院的，在为判断是否允许加害人假释或从少年院临时退院而由地方更生保护委员会实施的审理中，提出申请的被害人等可以陈述与假释或临时退院相关的意见以及与所受伤害相关的心情。对于听取的意见等，地方更生保护委员会将在判断假释或临时退院之际予以考虑，并且，在允许假释或临时退院的情形下，将在设定特别遵守事项等之际予以考虑。
○ 心情等传达制度	加害人被处分为保护观察的，保护观察所将根据加害人等的申请，听取与所受伤害相关的心情、被害人所处的状况、以及对加害人在保护观察期间的生活和行动的相关意见，并将其传达给正处保护观察期间的加害人。将对正处保护观察期间的加害人实施指导和监督，以使其正视被害人所受伤害的实况等，加深其反省和悔改之情。详情请咨询最近的保护观察所。

(5) 安全确保的相关制度

名 称	内 容
○ 再受害的防止和保护对策	警方在被害人等的生命或身体可能再次受到相同加害人伤害的情形下，将视其为“再受害防止对象者”，实施重要的防范指导并视必要情形采取相应的警戒措施，并且，在再受害防止对象者提出要求或为防止再受害而必要的情形下，将提供与加害人的释放等相关的信息等，努力确保安全。 并且，在因加害人属于暴力团成员、暴力团相关者或总会屋等而可能受到此类暴力团等报复的情形下，将指定被害人等为“保护对象者”，实施必要措施以免受暴力团等伤害，彻底防止出现伤害。如果受到来自加害人或暴力团等的、对生命或身体造成危害的威胁，请立即通报警察。
○ 配偶暴力、儿童虐待等的被害人的保护	警方在配偶暴力事案、儿童虐待、骚扰事案等的被害人需要离开加害人而受保护的情形下，就安全确保事宜与妇女咨询所和儿童咨询所联合应对。 详情请咨询负责的搜查员、妇女咨询所或儿童咨询所。
○ 对隐私侵害等的人权救济制度	被害人等因无故的流言或毁谤而受到伤害、或隐私受到侵害等的，法务省的人权拥护机构将接受咨询，并采取相应的救济措施，例如劝诫对方终止人权侵害等。

(6) 経済的支援や各種支援・福祉制度

名 称	内 容
○ 被害者等の負担の軽減	警察では、犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費用等について経費を支給し、被害者等の方の費用負担を軽減しています。 ・ ご家族を亡くされた方 … 検案書料・遺体搬送費 遺体修復費 ・ 傷害等を負われた場合 … 初診料・診断書料 ・ 性犯罪被害にあわれた方 … 初診料・診断書料・検査費 緊急避妊費用 等 支給内容については、各都道府県によって異なりますので、詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。
○ 犯罪被害給付制度 故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障害が残った被害者の方に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。 給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。	
・ 遺族給付金	遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給
・ 重傷病給付金	重傷病（加療1月以上、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病（P T S D等の精神疾患については、加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った被害者の方に、1年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額（上限120万円）を支給
・ 障害給付金	障害（障害等級第1～14級）が残った被害者の方に支給、ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。また、被害者の方に不適切な行為がある場合等には給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。
申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続きとしては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出することとなります。 なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。 詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問い合わせください。	

(6) 经济支援和各种支援/福利制度

名 称	内 容
○ 被害人等的负担的减轻	在因犯罪而受到伤害等情形下，警方将支付以下医疗费用等经费，减轻被害人等的费用负担。 ・ 家属死亡的 …… 鉴定书费、遗体搬运费、遗体修复费 ・ 受到伤害等的 …… 初诊费、诊断书费 ・ 受到性犯罪侵害的 …… 初诊费、诊断书费、检查费、紧急避孕费用等 支付内容因各都道府县而异，详情请咨询负责案件的警察署或警察本部。
○ 犯罪受害补助制度 对于因故意犯罪行为而丧失家属的遗属和因此而负有重大伤病或留下后遗症的被害人，在缺乏劳灾保险等其他公共补助和无法受到充分损害赔偿等情形下，由国家支付补助金的制度。 补助金属于一次性领完的补助费，其种类如下：	
・ 遗属补助金	向遗属（按照①配偶、②子女、③父母、④孙子/女、⑤祖父母、⑥兄弟姐妹的顺序，居第一位者）支付
・ 重伤病补助金	以1年为限度，向负有重伤病（需要治疗1月以上且住院3日以上的伤病（PTSD等精神疾病，为治疗1月以上且3日以上不能从事劳务的疾病））的被害人，支付保险诊疗的医疗费度的自行承担部分和已考虑歇业损害的数额的合算额（上限为120万日元）
・ 残障补助金	向留有残障（残障等级为第1～14级）的被害人支付 但是，实施作为原因的犯罪行为时不具有日本国籍的人士，以及在日本国内没有住所的人士，不能受领。
并且，在被害人存在不当行为等情形下，亦可能不支付或仅支付一部分补助金。 申请对象为管辖申请人住所地的都道府县公安委员会，但就具体手续而言，需向管辖住所地的警察署或警察本部提交申请书和必要文件。 此外，自得知犯罪行为导致死亡、重伤病或发生残障之日起经过2年时，或自发生此等受害状况起经过7年时，则不能申请。但是，因加害人非法限制人身自由等不得已情形而无法在此期间内申请的，可以在自该理由消失之日起6个以内进行申请。 详情请咨询最近的警察署或警察本部。	

名 称	内 容
○ 民事上の損害賠償請求制度	犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第 709 条）に該当する場合があります、その場合には、被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。 不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方々が申立てなどを行う必要があります。 詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。 なお、損害賠償命令制度については、3 (3) を参照してください。 また、指定暴力団による不法行為については、暴力団対策法において、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示すなどして行う資金獲得活動等の際して、指定暴力団員が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。 この規定により、例えば、 ・ 対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた ・ 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた などの場合に損害賠償請求を行うに当たっては、被害者側の立証負担が軽減されます。 詳しくは、警察本部や弁護士会にお問い合わせください。
○ 税制	医療費を支払ったり、障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税の計算において、次のような「所得控除」が認められる場合があります。 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。
・ 医療費控除	納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの
・ 障害者控除	納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27 万円（特別障害者である場合は 40 万円）が控除されるもの
・ 寡婦（寡夫）控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に原則として 27 万円（特定の寡婦は 35 万円）の控除額が認められるもの。



名 称	内 容
○ 民事上的损害赔偿请求制度	犯罪是侵害他人权利并因此对他人造成损害的行为，所以有时符合民法上的非法行为（民法第 709 条），在此情形下，被害人等可以向加害人等请求损害赔偿。 非法行为导致的损害赔偿请求，按照基于民事诉讼法等的民事程序实施，其与刑事程序不同，需要被害人等实施申请等。 详情请咨询法院或律师会。 此外，关于损害赔偿命令制度，请参照 3（3）。 并且，关于制定暴力团导致的非法行为，暴力团对策法规定：在利用凶器进行对立抗争、或显示指定暴力团名称等并获取资金等之际，如果指定暴力团成员侵害他人的生命、身体或财产，则由该指定暴力团的代表人等承担因此导致的损害赔偿责任。 例如，根据该规定，在 · 受对立抗争牵连，因被指定暴力团成员而受伤 · 因拒绝支付指定暴力团成员要求的保护费而受到暴力行为 等情形下，可以在提出损害赔偿请求之际减轻被害人一方的证明负担。 详情请咨询警察本部或律师会。
○ 税制	支付医疗费或负有残障的人士、或与配偶死别的人士等，在所得税的计算中，可能允许以下“所得扣除”。 详情请咨询最近的税务署。
· 医疗费扣除	关于为纳税人本人和共同维持生计的配偶及其他亲属而支付的医疗费，可扣除一定数额
· 残障人扣除	属于纳税人本人扣除、其纳税人配偶扣除、及扶养扣除对象的亲属为残障人的，可扣除 27 万日元（特别残障人为 40 万日元）
· 寡妇（寡夫）扣除	与丈夫死别的妻子或与妻子死别的丈夫当中，可向规定的人士扣除 27 万日元（特定寡妇为 35 万日元）



日本語

名 称	内 容
○ 一時避難場所の確保	自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等には、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度があります。 制度内容については、各都道府県によって異なりますので、詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。
○ 公営住宅への単身入居、優先入居等	配偶者からの暴力事案の被害者については、同居親族要件が緩和され、公営住宅（都道府県営住宅・市町村営住宅）への単身での入居が可能です。また、犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、地方公共団体によっては公営住宅に優先的に入居できることがあります。その他、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる地方公共団体がありますので、詳しくは、都道府県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。
○ 福祉制度	父親を亡くしたため母子家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができます場合があります。また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 詳しくは、住所地の自治体や福祉事務所にお問い合わせください。
○ 個別労働紛争解決制度	都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、 ・ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談 ・ 都道府県労働局長による助言・指導 ・ 紛争調整委員会によるあっせん をしています。 詳しくは、都道府県労働局総務部企画室又は総合労働相談コーナーにお問い合わせください。



名 称	内 容
○ 临时避难场所的确保	对于因自家住宅成为犯罪现场、自家住宅遭到破坏等而居住困难、无法自行确保居住场所等情形，设有利用公费提供用于临时避难的住宿场所的制度。 制度内容因各都道府县而异，详情请咨询负责案件的警察署或警察本部。
○ 向公营住宅的单身入住、优先入住等	配偶暴力事案的被害人，可以放宽同住亲属条件，单身入住公营住宅（都道府县营住宅、市町村营住宅）。 并且，因犯罪行为不再居住以往住所的、低于一定收入的人士，有些地方公共团体允许其优先入住公营住宅。 有些地方公共团体还能够应对其他需要紧急入住公营住宅的人士和单身人士，详情请咨询都道府县或市町村的公营住宅管理负责窗口。
○ 福利制度	因丧失父亲而成为母子家庭的，有时能够享受儿童抚养津贴或母子福利资金的贷款等。 并且，对于因失去收入或收入很少而生活困难的人士，设有相应的生活保护制度，能够根据困窘程度享受生活扶助、教育扶助、住宅辅助、医疗扶助等必要保护。 详情请咨询住所地的地方政府或福利事务所。
○ 个别劳动纠纷解决制度	都道府县劳动局为防止个别劳动者和事业主之间就劳动关系相关事项发生纠纷，促使劳资双方自主解决，正在实施： • 综合劳动咨询台的信息提供和咨询 • 都道府县劳动局局长的建议和指导 • 纠纷调整委员会的斡旋 详情请咨询都道府县劳动局总务部企划室或综合劳动咨询台。



(7) 精神的被害の支援

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、次のような様々な心身の反応があらわれることがあります。

- ・ 感情面：感情がわかなくなる、強い恐怖・不安、眠れない・夜間に目が覚める、孤独感・罪悪感・自責感、いらいら・怒り
- ・ 思考面：物事に集中できない、思考力の減退・まひ・混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢にみる
- ・ 行動面：怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる
- ・ 身体面：頭痛・肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ・下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振これらは、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

警察では、被害者等の方々の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングの専門員を配置したり、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害者等のためのカウンセリング体制を整備しております。詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。また、日常生活に支障を感じた時は、医療機関若しくは保健所、精神保健福祉センターへご相談ください。

更に、犯罪の被害により児童生徒が心のケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等によるカウンセリングもできますので、学校にご相談ください。



(7) 精神伤害的支援

一旦因遭遇犯罪而遭受重大压力，则可能在不同程度上出现以下各种身心反应。

- 情感方面：变得不懂情感、恐怖/不安感强烈、失眠/夜间清醒、孤独感/罪恶感/自责感、焦躁/易怒
- 思维方面：不能集中注意力、思考力减退/麻痹/混乱、多次浮现当时光景、多次梦见案件情景
- 行动方面：变得容易发怒、兴奋、心慌意乱、闭门不出、饮酒量和吸烟量增加、生活变得不规则
- 身体方面：头痛/肩酸、手足无力、胃胀/泻肚、便秘、呼吸困难、食欲不振

虽然这些身心反应会随着时间的流逝逐渐康复，但康复时间因人而异。其中，有些可能发展为各种精神疾病（PTSD 等）。

警方为支援被害人等的精神伤害的康复，正在完善针对被害人等的咨询体制，例如配置专门咨询员、与精神科医生和民间咨询员展开合作等。详情请咨询最近的警察署或警察本部。

并且，如果感到日常生活有障碍，请向医疗机构、保健所或精神保健福利中心咨询。

此外，儿童学生因遭遇犯罪而需要心理护理的，学校咨询员等亦可提供咨询，请向学校咨询。



4 各種相談機関・窓口

(1) 警察における相談窓口

被害者等の方からの相談に対し、警察における専門相談窓口を次のとおり紹介しますので参考にしてください。

福井県警察本部 電話 0776-22-2880

ホームページ (<http://www.pref.fukui.jp/kenkei/>)

名 称	内 容
○ 各種相談の総合相談受付	警察安全相談室 電話 0776-26-9110(#9110)
○ 被害者支援窓口 (犯罪被害者等給付金の申請等)	警務部警務課 被害者支援室 電話 0776-22-2880 (内線 2690～2692)
○ 犯罪の被害にあわれた少年に関する相談窓口	ヤングテレフォン 電話 0120-783-214
○ 性犯罪の被害にあわれた女性に関する相談窓口	レディーステレホン 電話 0120-292-170
○ 暴力団犯罪等に関する相談窓口	暴力団相談窓口 電話 0120-10-3774

※ 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援室ホームページ

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

をご参照ください。

相談窓口



(2) 警察以外の相談窓口

名 称	内 容
○ 検察庁における相談窓口	被害者等の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行えるように専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。 「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっております。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能となっておりますので、ご利用ください。 福井地方検察庁 電話 0776-28-8744 ホームページ http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/fukui/fukui.shtml 全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口は検察庁ホームページ http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm#hotline をご参照ください。

4 各种咨询机构和窗口

(1) 警方的咨询窗口

为应对被害人等的咨询，现将警方的专门咨询窗口介绍如下，敬请参照。

福井县警察本部 电话 0776-22-2880

主页 (<http://www.pref.fukui.jp/kenkei/>)

名 称	内 容
○ 各种咨询的综合咨询受理	警察综合咨询室 电话 0776-26-9110 (#9110)
○ 被害人支援窗口 (犯罪被害人等补助金的申请等)	警务课 犯罪被害人支援室 电话 0776-22-2880 (分机 2690~2692)
○ 与犯罪受害少年相关的咨询窗口	少年咨询窗口 电话 0120-783-214
○ 与性犯罪受害女性相关的咨询窗口	女性咨询窗口 电话 0120-292-170
○ 与暴力团犯罪等相关的咨询窗口	暴力团咨询窗口 电话 0120-10-3774

※ 希望了解各都道府县警方咨询窗口的人士请浏览：

警察厅犯罪被害人支援室主页

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

相談窓口



(2) 警方以外的咨询窗口

名 称	内 容
○ 检察厅的咨询窗口	为方便被害人等随意商谈受害事宜和咨询案件，全日本的地方检察厅设有专用电话“被害人热线”。 除电话外，亦可用传真形式使用“被害人热线”。夜间和休息日亦可用留言电话和传真使用热线，敬请使用。 福井地方检察厅 电话 0776-28-8744 主页 http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/fukui/fukui.shtml 全日本的地方检察厅的被害人热线窗口，请参照检察厅主页 http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm#hotline

日本語

名 称	内 容
○ 保護観察所における相談窓口	全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されており、被害者等の方からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。各保護観察所には、専用の電話番号が設けられていますので、ご利用ください。 福井保護観察所 所在地 福井市春山1丁目1-54 専用電話 0776-28-7125 全国の保護観察所の所在地及び被害者等の方のための専用の電話番号を知りたい方は、法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページ http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html をご参照ください。
○ 法務省の人権擁護機関	全国の法務局・地方法務局又はその支局では、国民の人権を擁護するための取組の一つとして、人権相談所を設置し、法務局職員や法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、被害者等の人権問題についても人権相談に応じています。被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。
常設人権相談所	福井地方法務局人権擁護部人権擁護課 電話 0776-22-5141 全国の法務局・地方法務局の常設人権相談窓口は法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html をご参照ください。
インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）	法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24時間365日相談を受け付けています。 ・ パソコン http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html ・ 携帯電話 http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html



相談窓口



名 称	内 容
○ 保护观察所的咨询窗口	全日本的保护观察所配置有被害人负责官和被害人负责保护司，应对被害人等以电话或来访方式进行的商谈和咨询，听取烦恼和不安等，说明各种制度，介绍相关机构等。各保护观察所设有专用的电话号码，敬请使用。 福井保护观察所 所 在 地 福井市春山1丁目1-54 专用电话 0776-28-7125 希望了解全日本保护观察所的所在地和为被害人等所设专用电话号码的人士，请参照法务省更生保护部门的犯罪被害人等措施主页 http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html
○ 法务省的人权拥护机构	在全日本的法务局/地方法务局及其支局，作为国民人权拥护措施之一，亦设有人权咨询所，由法务局职员和经法务大臣委托的人权拥护委员就被害人等的人权问题提供人权咨询服务。对于涉嫌侵害被害人等人权的事案，作为人权侵犯案件展开调查，采取与事案相应的妥当措施。
• 常设人权咨询所	福井（地方）法务局人权拥护课 电话 0776-22-5141 全日本的法务局/地方法务局的常设人权咨询窗口，请参照法务省主页 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html
○ 网络人权咨询受理窗口（SOS-电子邮件）	法务省主页上，开设有可用电脑或手机使用的网络人权咨询受理窗口，24小时365天受理咨询。 电脑 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 手机 http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html



相談窓口



日本語

名 称	内 容
○ 犯罪被害者等早期援助団体等の民間被害者支援団体	犯罪行為の発生後、速やかに被害者等の方を支援することにより、犯罪被害の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定しています。 犯罪被害者等早期援助団体は、次のような事業を行っています。 ・ 犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談 ・ 防犯ブザー等の供与や貸与、法廷、病院、警察等への付き添い等による被害者等の援助 ・ 犯罪被害者等給付金の制度説明と申請補助 ・ 被害者等に対する支援の必要性に関する広報活動及び啓発活動 犯罪被害者等早期援助団体の他にも、我が国における被害者支援活動を一層充実させることを目的に構築された「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体が、警察等の関係機関と連携を図りながら、犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等による被害者等の援助などの活動を行っています。 詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせください。 連絡先 福井市宝永3丁目8-1 公益社団法人福井被害者支援センター (TEL 0120-783-892) (ホームページ http://fvsc.jp)
○ 暴力追放運動推進センター	暴力追放運動推進センターは、暴力排除活動の中核として、暴力団に関するトラブルにあった方への支援と助言を積極的に行っています。 特に、暴力団犯罪の被害者となった方に対しては、次のような支援を行っています。 ・ 民事訴訟費用の無利子貸付 ・ 見舞金の支給 ・ 専門的な知識を有する相談員による相談 連絡先 福井市宝永3丁目8-1 福井県暴力追放センター TEL 0776-28-1700 ホームページ http://kore.mitene.jp/~boutsui/



名 称	内 容
○ 犯罪被害人等早期援助团体等的民间被害人支援团体	对于被认定为能够妥当可靠地实施“通过在发生犯罪行为后立即支援被害人等，尽早减轻犯罪受害程度”这一事业的非营利法人，都道府县公安委员会将其指定为犯罪被害人等早期援助团体。 犯罪被害人等早期援助团体从事以下事业： - 与犯罪受害等相关的电话/邮件/面谈咨询 - 通过提供或出借防止犯罪蜂鸣器等器具，以及陪同前往法庭、医院及警察部门等，向被害人等提供援助 - 犯罪被害人等补助金的制度说明和申请辅助 - 与被害人等的支援必要性相关的宣传活动和启发活动 除犯罪被害人等早期援助团体外，加盟为进一步完善日本被害人支援活动而构建的“全国被害人支援支援网络”的民间被害人支援团体，亦在与警方等相关机构展开合作的同时，通过提供电话/邮件/面谈咨询服务和陪同前往法庭、医院、警察部门等，向被害人等提供援助。 详情请按以下联系方式咨询。 联系方式 福井市宝永3丁目8-1 公益社団法人 福井县犯罪受害人支援中心 (TEL 0120-783-892) (主页 http://fvsc.jp)
○ 扫黑运动推进中心	扫黑运动推进中心以扫黑活动为核心，向陷入与暴力团相关麻烦的人士积极提供支援和建议。 尤其向成为暴力团犯罪被害人的人士提供以下支援 - 民事诉讼费用的无息借贷 - 慰问金的支付 - 由具有专门知识的咨询员提供咨询服务 联系方式 福井市宝永3丁目8-1 福井扫黑运动推进中心 (TEL 0776-28-1700) (主页 http://kore.mitene.jp/~boutsui/)



名 称	内 容
○ 配偶者暴力相談支援センター	婦人相談所、その他都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。配偶者暴力相談支援センターでは、次のような被害者支援を行います。 ・ 相談や相談機関の紹介 ・ カウンセリング ・ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなります。） ・ 情報提供（自立生活促進のための就業支援、住宅確保、援護等に関する制度の利用、保護命令制度の利用、保護する施設の利用に関する情報提供等を行います。） 詳しくは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにお問い合わせください。 ホームページアドレス http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html
○ 福井県	総合的な対応窓口を設置し、被害者等からの相談の対応や支援に関する情報提供を行っています。 安全環境部県民安全課 T E L 0776-20-0730 E-mail :higaisoudan@pref.fukui.lg.jp



名 称	内 容
○ 配偶暴力咨询支援中心	妇女咨询所及其他设于都道府县/市町村的妥当设施发挥着配偶暴力咨询支援中心的功能。配偶暴力咨询支援中心实施以下被害人支援。 ・ 咨询和咨询机构介绍 ・ 咨询服务 ・ 被害人及同伴在紧急时的安全取保和临时保护（但是，关于临时保护，由妇女咨询所自行实施或由妇女咨询所委托符合一定基准者实施） ・ 信息提供（与以促进自立生活为目的的就业支援、住宅的确保、援护等相关制度的利用、保护命令制度的利用、保护设施的利用相关的信息提供等） 详情请咨询最近的配偶暴力咨询支援中心。 主页地址 http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html
○ 福井县	设有综合性的应对窗口，应对被害人等的咨询，提供支援方面的信息。 安全环境部县民安全课 (TEL 0776-20-0730) (主页 higaisoudan@pref.fukui.lg.jp)



日本語

名 称	内 容
○ 日本司法支援センター (愛称「法テラス」)	日本司法支援センターは、国民が、全国どこでも法的な紛争の解決のために必要な情報や法律サービスの提供が受けられる社会を実現するための総合法律支援の中核を担う法人で、次のような犯罪被害者支援業務等を行います。 ・ 情報提供業務 法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行います。 ・ 民事法律扶助業務 経済的に困りの犯罪被害者等に対して、無料で法律相談を行い、民事裁判等手続における弁護士費用等を立て替えます。 ・ 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務（平成20年12月1日から業務開始）刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。 ・ 日本弁護士連合会委託援助業務 日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。 詳しくは、法テラスにお問い合わせください。 犯罪被害者支援ダイヤル TEL 0570-079714(なくことないよ) ホームページアドレス (http://www.houterasu.or.jp)
○ 弁護士会	弁護士会では、法律に関する相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。 相談料が必要な場合がありますので、詳しくは、住所地の弁護士会にお問い合わせください。
○ 財団法人犯罪被害救援基金	人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重障害を受けた者の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金又は学用品費の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行うことを目的として設立された財団法人です。 この目的を達成するため、次のような事業を行っております。 ・ 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与 ・ 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業 詳しくは、事務局（Tel 03-5226-1020・1021）にお問い合わせ下さい。 ホームページアドレス http://www.koueki.jp/disclosure/ha/hanzai_higai/

名 称	内 容
○ 日本司法支援中心 (爱称“法 TERRACE”)	日本司法支援中心是以综合性法律支援为核心业务的法人，旨在使国民在全国各地均可为解决法律纠纷而获取必要信息，享受法律服务。其办理以下犯罪被害人支援业务等。 ・ 信息提供业务 提供与法律制度相关的信息，免费介绍在咨询窗口和犯罪被害人支援方面具有经验或相关知识的律师。 ・ 民事法律扶助业务 对于经济困难的犯罪被害人等，免费提供法律咨询，垫付民事审判等程序中的律师费用等。 ・ 与国选被害人参加律师的选定相关的业务（自 2008 年 12 月 1 日起启动业务） 办理的业务诸如听取获许参加刑事审判的被害参加人的意见，向法院通知国选被害人参加律师的候补等。 ・ 日本律师联合会委托援助业务 受日本律师联合会委托，对于一定犯罪的被害人等，从人权救济的观点出发，援助律师费用等。 详情请咨询法 TERRACE 犯罪被害人支援电话号码 0570-079714(莫哭) 主页地址 http://www.houterasu.or.jp
○ 律师会	律师会提供与法律相关的咨询服务，可以就损害赔偿请求等获得建议。 有时需要支付咨询费，详情请咨询住所地的律师会。
○ 财团法人犯罪受害救援基金	该财团法人的设立目的，在于向因伤害人生命或身体的犯罪行为而意外死亡或重度残障的人士的子弟当中因经济原因而修学困难者提供奖学金或学习用品费，并实施其他与犯罪被害人相关的救援事业。 为达成这一目的，正实施以下事业。 ・ 向大学生、中小学生及儿童提供奖学金或学习用品费 ・ 向大学生、中小学生及儿童提供生活方面的指导和咨询服务 ・ 为达成该法人目的所需的其他事业 详情请咨询事务局（Tel 03-5226-1020・1021）。 主页地址 http://www.koueki.jp/disclosure/ha/hanzai_higai/